

日 銀 業 第 4 7 号
2 0 2 4 年 2 月 1 9 日

オンライン取引先
日銀ネット電磁的記録使用金融機関
に属する非オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年3月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正に伴う標記規程第2条第2号に定める「証」の再提出は生じませんので、念のため申し添えます。

以 上

「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」 中一部改正

○ 第2条第3号を横線のとおり改める。

(3) 当座勘定払戻先

自己の当座勘定の払戻を~~勘定店において~~受ける取引先をいう。